## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 湖南市実行委員会 第1回常任委員会





日 時 : 令和5年2月15日 午後2時00分

場 所 : 湖南市役所東庁舎3階大会議室





## 目 次

【議事】	
第1号議案	
わた SF	IIGA 輝く国スポ・障スポ
湖南市園	開催推進総合計画(案) ・・・・・・・・・・ 1
第2号議案	
わた SF	IIGA 輝く国スポ・障スポ
湖南市到	実行委員会専門委員会規程(案)・・・・・・・・・ 5
【参考資料】	
資料1	わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
	湖南市実行委員会会則・・・・・・・・・ 12
資料2	わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
	湖南市開催基本方針・・・・・・・・・・ 17
資料3	わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
	湖南市実行委員会常任委員会への委任事項・・・・ 18
資料4	わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
	湖南市実行委員会名簿・・・・・・・・・ 19

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市実行委員会 第1回常任委員会次第

日時:令和5年2月15日(水)

午後2時00分から

場所:湖南市役所東庁舎3階大会議室

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議事

第1号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ

湖南市開催推進総合計画(案)

第2号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ

湖南市実行委員会専門委員会規程(案)

4 報告事項

いちご一会栃木国体視察報告

5 閉 会

#### 【第1号議案】

#### わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市開催推進総合計画(案)

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会(わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ)の成功に向け、市民総参加により本市ならではの地域資源を全国に発信することで、夢や感動、連帯感を共有し、本市が描く「ずっとここに暮らしたい!みんなで創ろうきらめき湖南」につながる大会の実現のため湖南市開催基本方針に基づき開催推進総合計画を定めることとする。

#### 基本方針

#### (1)総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポを一過性のスポーツイベントとすることなく、市民のスポーツへの関心向上、さらなるスポーツ活動の普及、発展の実現と、湖南市のめざすまちづくりにつながる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

#### (2) 財務

県等との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力溢れる大会をめざし、適正かつ効率的な財務の運営を図る。

#### (3) 広報

大会に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、積極的に広報活動を展開すると ともに、自然、歴史、産業、文化など本市の多彩な魅力を全国に向けて発信する。

#### (4) 市民協働

大会やイベント会場に出向いたり、ボランティア活動に参加するなどの関わりを 通じて、市民一人ひとりが大会開催の意義を理解し、市一体となって大会を盛り上げ る。

#### (5) 観光・おもてなし

選手、監督をはじめ、本市を訪れる人々を温かくお迎えし、自然、歴史、産業、文化など本市の魅力に触れていただくことで、再び訪れたいと感じていただけるような心のこもったおもてなしを提供する。

#### (6) 競技

競技団体等と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用又は借用するなど効率的に整備を行う。

#### (7) 式典

表彰式等は、選手の負担に配慮し、簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、創意工夫を凝らし、温かみのある式典とする。

#### (8) 施設

国民体育大会開催基準要綱に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用に努めることを前提に、両大会終了後の市民等の施設利用も視野に入れた整備をする。

#### (9) 宿泊

選手、監督をはじめ、本市を訪れる方々を温かくお迎えし、宿泊施設その他関係機関との連携により、安全に快適に過ごしていただける環境を整えるとともに、より多くの方々の受け入れができる効率的な配宿体制の確立を図る。

#### (10) 医事・衛生

両大会にかかわる全ての方々の健康を確保し、大会を快適な環境のもとで開催するため、県及び医療機関等と緊密に連携し、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに防疫対策及び医療救護体制の確立を図る。

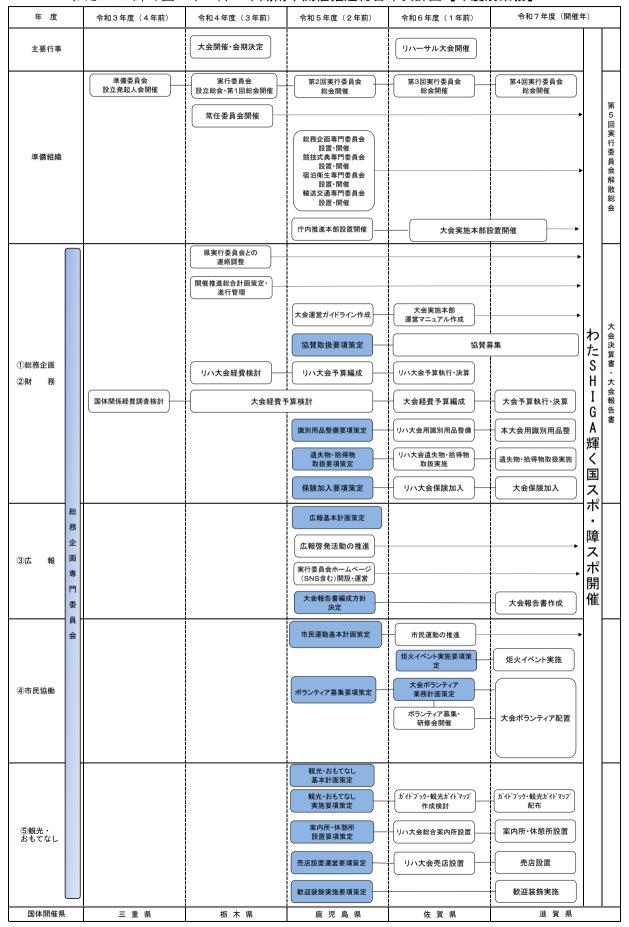
#### (11) 輸送·交通

交通事業者等と緊密な連携により、当市の交通事情を勘案し、安全かつ効率的で確 実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど交通混雑 の緩和と環境に配慮した輸送交通体制の確立を図る。

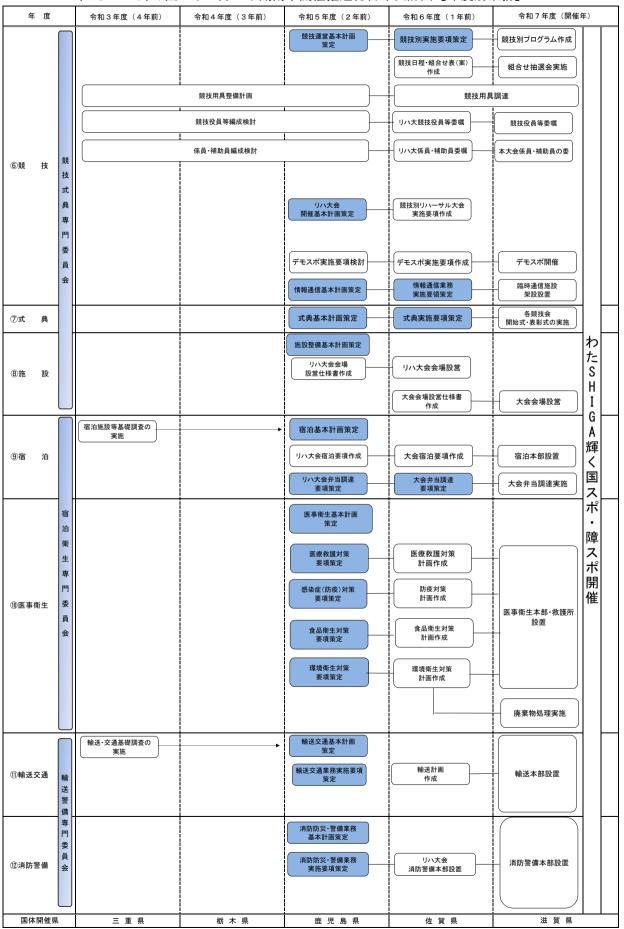
#### (12) 消防·警備

競技会場その他大会関係施設における災害の防止や治安の確保、非常時における緊急対応に万全を期すため、県、消防並びに警察及びその他関係機関等と緊密に連携し消防警備体制の確立を図る。

#### わたSHIGA輝く国スポ・障スポ湖南市開催推進総合年次計画【年度別業務】



#### わたSHIGA輝く国スポ・障スポ湖南市開催推進総合年次計画【年度別業務】



#### 【第2号議案】

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市実行委員会専門委員会規程(案)

#### (趣旨)

第1条 この規程はわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市実行委員会会則第13条第3項の規定に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市実行委員会専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称並びにわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市実行委員会常任 委員会からの付託事項及び委任事項は別表のとおりとする。

#### (役員)

- 第3条 専門委員会に次に掲げる役員を置く。
  - (1)委員長 1名
  - (2) 副委員長 若干名

#### (役員の選任)

第4条 役員は、専門委員のうちからわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市実行委員会会長(以下「会長」という。) が委嘱する。

#### (任期)

- 第5条 専門委員の任期はわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市実行委員会が解散するときまでとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、専門委員が就任時におけるそれぞれの所属する団体又は機関等の役職を離れた場合は、専門委員を辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 3 会長は専門委員に特別な事情が生じたときはその職を解き、必要に応じて補充することができる。

#### (委員長等の職務)

- 第6条 委員長は専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、 あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

#### (会議)

- 第7条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会の議事は出席委員の過半数の同意を持って決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、代理人に議決を委任した専門委員は出席したものとみなす。
- 4 専門委員会は必要があるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

#### (専門部会)

- 第8条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究を行わせ、その結果を報告させることができる。
- 2 専門部会は、会長が委嘱した者(以下「部会会員」という。)を持って構成する。
- 3 第3条から第7条までの規定は、専門部会について準用する。ただし、この場合において、これらの条文中の「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは、「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。
- 4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

#### (委任)

第9条 この規定に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附則

この規程は、令和5年2月15日から施行する。

#### 別表(第2条関係)

名称	付託事項	委任事項
総務企画	1総務企画に関すること。	左記付託する事項
専門委員会	専門委員会 2財務に関すること。	
	3観光及びおもてなしに関すること。	に関すること。
	4広報及び市民協働に関すること。	
	5他の専門委員会に属さない事項に関すること。	
競技式典	1競技に関すること。	左記付託する事項
専門委員会	専門委員会 2式典に関すること。	
	3施設に関すること。	に関すること。
	4その他競技式典に関すること。	
宿泊衛生	1 宿泊及び配宿計画に関すること。	左記付託する事項
専門委員会	2食品衛生及び環境衛生に関すること。	のうち、事業の実施
	3 医事衛生に関すること。	に関すること。
	4その他宿泊衛生に関すること。	
輸送警備	1 輸送及び交通に関すること。	左記付託する事項
専門委員会	2警備及び消防に関すること。	のうち、事業の実施
	3 その他輸送警備に関すること。	に関すること。

## わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 湖南市実行委員会総務企画専門委員会委員名簿(案)

No.	選出区分	所属機関・団体・役職名	
1	産業・経済関係	湖南市商工会	
2	産業・経済関係	一般社団法人湖南市観光協会	
3	産業・経済関係	湖南市工業会	
4	産業・経済関係	公益社団法人湖南工業団地協会	
5	医療・福祉関係	社会福祉法人湖南市社会福祉協議会	
6	スポーツ関係	湖南市スポーツ協会	
7	産業・経済関係	甲賀農業協同組合	
8	市民団体・各種団体	湖南市地域代表者会	
9	市関係	商工観光労政課	
10	市関係	秘書広報課	
11	市関係	学校教育課	

## わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 湖南市実行委員会競技式典専門委員会委員名簿(案)

No.	選出区分	所属機関・団体・役職名
1	競技団体	一般財団法人滋賀県剣道連盟
2	競技団体	滋賀県バレーボール協会
3	スポーツ関係	湖南市スポーツ協会
4	スポーツ関係	滋賀県高等学校体育連盟 剣道専門部
5	スポーツ関係	湖南市ちょいスポクラブ
6	スポーツ関係	湖南市スポーツ推進委員会
7	会場関係	三幸株式会社 名古屋支店

## わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 湖南市実行委員会宿泊衛生専門委員会委員名簿(案)

No.	選出区分	所属機関・団体・役職名	
1	産業・経済関係	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合甲賀支部	
2	産業・経済関係	一般社団法人湖南市観光協会	
3	医療・福祉関係	一般社団法人甲賀湖南薬剤師会	
4	医療・福祉関係	甲賀食品衛生協会	
5	医療・福祉関係	一般社団法人甲賀湖南医師会	
6	県関係	甲賀健康福祉事務所(甲賀保健所)	
7	市関係	健康政策課	

## わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 湖南市実行委員会輸送警備専門委員会委員名簿(案)

No.	選出区分	所属機関・団体・役職名	
1	交通・インフラ関係	一般社団法人滋賀県バス協会	
2	交通・インフラ関係	一般社団法人滋賀県タクシー協会	
3	交通・インフラ関係	西日本旅客鉄道株式会社草津駅	
4	警備・消防	湖南市消防団	
5	警備・消防	滋賀県警察本部甲賀警察署	
6	警備・消防	甲賀広域行政組合消防本部	
7	県関係	滋賀県甲賀土木事務所	
8	市関係	危機管理・防災課	
9	市関係	都市政策課	

#### わたSHIGA輝く国スポ・障スポ湖南市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ湖南市実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 において、湖南市で開催される競技会(以下「競技会」という。)の円滑な運営 に必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

- 第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。
  - (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
  - (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
  - (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
  - (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
  - (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
  - (6) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

- 第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 委員は、次の号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。
  - (1) 市を代表する者
  - (2) 市議会議員
  - (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
  - (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

- 第5条 実行委員会に、次の役員を置く。
  - (1) 会 長 1名
  - (2)副会長 若干名
  - (3) 常任委員 35名以内

(4) 監事 2名

(役員の選任)

- 第6条 会長は、湖南市長をもって充てる。
- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

- 第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから 実行委員会の目的が達成された時までとする。ただし、委員等が就任時における それぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したも のとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において 報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

- 第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

- 第10条 実行委員会に、次の各号に掲げる会議を置く。
  - (1) 総会
  - (2) 常任委員会
  - (3) 専門委員会

(総会)

- 第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。
- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。
  - (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
  - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
  - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
  - (4) 予算及び決算に関すること。
  - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
  - (6) その他、重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員(代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。
- 8 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
- 9 会長は、災害その他特別の理由により会議を招集できないと認めるときは、議 決を要する事項および議決日をあらかじめ通知し、書面により表決する方法によ りこれを決することができる。この場合において、当該議決日を会議の開催日と し、当該書面の提出があった者を出席者とみなす。

(常任委員会)

- 第12条 常任委員会は会長、副会長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1)総会から委任された事項に関すること。

- (2) 専門委員会の設置、専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
- (3) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
- (4) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じ次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議 し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に 諮った上で、会長が別に定める。

第4章 専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会(以下「総会」という。)を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
- 2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

- 第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を 経て解散するものとする。
- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の承認を得て、湖南市に 帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和4年7月22日から施行する。

(書面又は電磁的記録による同意)

2 第11条、第12条及び第13条において会長が、会の目的である事項について提案 した場合において、その提案につき委員の全員が書面又は電磁的記録により同意 の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものとみなす。

参考資料 2 令和 4 年 7 月 2 2 日 第 1 回総会決定

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 湖南市開催基本方針

#### 1 基本方針

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会(わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ)は、市民・各種関係機関・団体、行政が協働で大会運営を行い、スポーツの普及や健康増進を年齢・性別・障がいのあるなしを問わず、市民総参加により、夢や感動、連帯感を共有できる大会を目指します。

また大会を契機として、すべての市民がスポーツへの関心・湖南市の魅力再発見に繋げ本市が掲げる将来像「ずっとここに暮らしたい!みんなで創ろうきらめき湖南」の実現を目指します。

#### 2 実施目標

(1) スポーツで湖南を元気にする大会

市民が大会に「参加する(する)」「応援する(観る)」「協力する(支える)」といったあらゆる場面で関わりを持つことで、生涯スポーツの普及・振興を図り、健康増進や体力向上への関心を高め、行動につながるきっかけとなる大会を目指します。

(2) 市民総参加で地域の絆を深める大会

大会の情報発信や啓発活動を行い、市民の参加意識の高揚を図り市民総参加のもと 地域の絆を深める大会を目指します。

(3) 湖南の魅力を全国に発信する大会

湖南の豊かな自然や観光、文化など魅力ある地域資源を活用し、選手・関係者等をおもてなしの心を持って温かくお迎えするとともに、湖南の多彩な魅力を全国に発信し地域経済の活性化に結びつく大会を目指します。

(4) すべての人が支え合う湖南を目指す大会

障がいのある人が主体的に大会に参画することや障がいのある人もない人もみんなでスポーツを楽しむことを通じて「だれもが自分らしく、ともに生きるまち湖南市 | の実現を可能にする大会を目指します。

(5) 湖南の特色を生かし、創意工夫を凝らした大会

既存施設の有効活用やボランティアスタッフの積極的活用など大会運営の簡素化・ 効率化を徹底し、開催経費の低減に努めつつ湖南市らしい魅力あふれる大会を目指 します。

参考資料 3 令和 4 年 7 月 2 2 日 第 1 回総会決定

# わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市実行委員会総会から常任委員会への委任事項

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市実行委員会会則第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること。
- 2 財務、広報、市民協働及び歓迎・おもてなしに関すること。
- 3 競技会場、競技運営及び式典に関すること。
- 4 宿泊及び医事衛生に関すること。
- 5 輸送、交通、警備及び消防に関すること。
- 6 その他会務に必要な事項に関すること。

## わたSHIGA輝く国スポ・障スポ湖南市実行委員会 役員および委員

(順不同・敬称略)

#### 【会長:1名】

No.	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	市関係	湖南市長	市長	生田 邦夫

#### 【副会長:3名】

No.	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	市議会関係	湖南市議会	議長	堀田 繁樹
2	スポーツ関係	湖南市スポーツ協会	会長	高橋 久夫
3	市関係	湖南市教育委員会	教育長	松浦 加代子

#### 【常任委員:32名】

No.	選出区分	所属機関・団体・役職名	役職	氏名
1	競技団体	一般財団法人滋賀県剣道連盟	会長	中野 正堂
2	競技団体	湖南市剣道連盟	会長	奥村 展三
3	競技団体	滋賀県バレーボール協会	会長	藤井 重機
4	スポーツ関係	湖南市スポーツ協会	副会長	福島 康男
5	スポーツ関係	湖南市スポーツ推進委員会	委員長	谷口 康浩
6	スポーツ関係	湖南市ちょいスポクラブ	会長	九條 親道
7	スポーツ関係	滋賀県高等学校体育連盟 剣道専門部	部長	平野 宏文
8	市民団体・各種団体	湖南市地域代表者会	会長	山中 邦夫
9	医療・福祉関係	社会福祉法人湖南市社会福祉協議会	会長	市川 徹二
10	教育・学校関係	湖南市小学校長会	会長	山中 孝悦
11	教育・学校関係	湖南市中学校長会	会長	安井 清克
12	産業・経済関係	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合甲賀支部	支部長	林 初広
13	産業・経済関係	甲賀農業協同組合	代表理事組合長	池村 正
14	産業・経済関係	湖南市商工会	会長	上西 保
15	産業・経済関係	湖南市工業会	会長	園田 英次
16	産業・経済関係	公益社団法人湖南工業団地協会	会長	中作 佳正
17	産業・経済関係	一般社団法人湖南市観光協会	会長	中澤 実仟盛
18	交通・インフラ関係	一般社団法人滋賀県バス協会	専務理事	野村義明
19	警備・消防	滋賀県警察本部甲賀警察署	署長	瀧岡 英典
20	警備・消防	甲賀広域行政組合消防本部	消防長	本田 修二
21	県関係	甲賀健康福祉事務所(甲賀保健所)	所長	小林 靖英
22	県関係	滋賀県甲賀土木事務所	所長	奥山善之
23	会場関係	三幸株式会社 名古屋支店	常務執行役員支店長	土屋 幸成
24	市関係	湖南市議会事務局	局長	西田 章彦
25	市関係	湖南市総合政策部	部長	山元 幸彦

26	市関係	湖南市総務部	部長	西岡嘉幸
27	市関係	湖南市健康福祉部	部長	橋本 弘三
28	市関係	湖南市健康福祉部	理事	服部 昌美
29	市関係	湖南市都市建設部	部長	竹內 範行
30	市関係	湖南市都市建設部	理事	奥村 裕
31	市関係	湖南市環境経済部	部長	加藤 良次
32	市関係	湖南市教育部	部長	井上 勝

#### 【委員:23名】

No.	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	競技団体	一般財団法人滋賀県剣道連盟	副会長	重松 隆
2	競技団体	一般財団法人滋賀県剣道連盟	専務理事	乙須 純一
3	競技団体	湖南市剣道連盟	理事長	井波 祐之
4	スポーツ関係	湖南市スポーツ少年団	本部長	園田 德治
5	市民団体・各種団体	水口ライオンズクラブ	会長	木村 毅
6	市民団体・各種団体	湖南ロータリークラブ	会長	小森 茂樹
7	市民団体・各種団体	公益社団法人水口青年会議所	理事長	松尾 幸治
8	市民団体・各種団体	公益社団法人湖南市シルバー人材センター	理事長	髙田 薫
9	市民団体・各種団体	湖南市青少年育成市民会議	会長	井上 明保
10	市民団体・各種団体	ボーイスカウト湖南第1団	団委員長	加藤 明博
11	市民団体・各種団体	ガールスカウト滋賀県第36団	団委員長	林 ゆき
12	医療・福祉関係	湖南市健康推進員協議会	会長	横山 沙智世
13	医療・福祉関係	湖南市甲西赤十字奉仕団	委員長	告野 昌也
14	医療・福祉関係	湖南市石部赤十字奉仕団	委員長	内堀 ちず
15	医療・福祉関係	一般社団法人甲賀湖南医師会	副会長	星山 俊潤
16	医療・福祉関係	甲賀湖南歯科医師会	会長	冨山 佳寿人
17	医療・福祉関係	一般社団法人甲賀湖南薬剤師会	会長	古川 芳典
18	医療・福祉関係	甲賀食品衛生協会	会長	平岡 孝
19	交通・インフラ関係	一般社団法人滋賀県タクシー協会	会長	田畑 太郎
20	交通・インフラ関係	甲賀湖南交通安全協会	会長	田中 庄吾
21	交通・インフラ関係	西日本旅客鉄道株式会社草津駅	駅長	髙見 重光
22	交通・インフラ関係	日本郵便株式会社甲西郵便局	局長	前田 収
23	警備・消防	湖南市消防団	団長	吉田 眞二

#### 【監事: 2名】

	No.	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名
ſ	1	市関係	湖南市監査委員	代表監査委員	渡邊 悦夫
	2	市関係	湖南市会計管理者	会計管理者	岸村 守

#### 【顧問:2名】

No.	選出区分	所属機関・団体・役職名	役職	氏名
1	県議会議員	滋賀県議会議員	議員	塚本 茂樹
2	県議会議員	滋賀県議会議員	議員	菅沼 利紀

#### 【参与33名】

No.	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	市議会関係	湖南市議会議員	副議長	上野 顕介
2	市議会関係	湖南市議会議員	議員	森 淳
3	市議会関係	湖南市議会議員	議員	赤祖父 裕美
4	市議会関係	湖南市議会議員	議員	望月 卓
5	市議会関係	湖南市議会議員	議員	松原 栄樹
6	市議会関係	湖南市議会議員	議員	松井 圭子
7	市議会関係	湖南市議会議員	議員	加藤 貞一郎
8	市議会関係	湖南市議会議員	議員	藤川 みゆき
9	市議会関係	湖南市議会議員	議員	大島 正秀
10	市議会関係	湖南市議会議員	議員	細川 ゆかり
11	市議会関係	湖南市議会議員	議員	奥村 幹郎
12	市議会関係	湖南市議会議員	議員	中土 翔太
13	市議会関係	湖南市議会議員	議員	永田 誠治
14	市議会関係	湖南市議会議員	議員	副田 悦子
15	市議会関係	湖南市議会議員	議員	柴田 栄一
16	市議会関係	湖南市議会議員	議員	川波 忠臣
17	市関係	湖南市教育委員会	教育長職務代理者	伊藤 真昭
18	市関係	湖南市教育委員会	教育委員	岩城 見一
19	市関係	湖南市教育委員会	教育委員	古川 美智子
20	市関係	湖南市教育委員会	教育委員	平松 彩
21	報道関係	株式会社朝日新聞社大津総局	総局長	平岡和幸
22	報道関係	日本放送協会大津放送局	局長	手島 一宏
23	報道関係	株式会社京都新聞社甲賀支局	支局長	立川 真悟
24	報道関係	一般社団法人共同通信社大津支局	支局長	福富 正秀
25	報道関係	株式会社産経新聞社大津支局	支局長	野瀬 吉信
26	報道関係	株式会社中日新聞社大津支局	支局長	原誠司
27	報道関係	びわ湖放送株式会社	取締役放送管理局長	松本 圭司
28	報道関係	株式会社毎日新聞社大津支局	支局長	村元 展也
29	報道関係	株式会社読売新聞社大津支局	支局長	祝迫 博
30	報道関係	株式会社時事通信社大津支局	支局長	藤井 忠彦
31	報道関係	株式会社滋賀報知新聞社	代表取締役社長	冨田 正敏
32	報道関係	株式会社ZTV滋賀放送局	取締役放送局長	楠橋 康博
33	報道関係	株式会社エフエム滋賀	編成制作部部長	糸井 孝実